

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成29年11月24日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、昭和45年8月にB所在のCが経営する会社Dに雇用され、鳶工及び基礎工として建造物解体を含む各種工事に従事していた。
- 2 被災者は、平成25年1月25日、E医療機関に受診し「原発性肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院、通院による療養後、同年7月13日、F医療機関にも受診し療養していたが、平成〇年〇月〇日、死亡した。
- 3 本件は、請求人が、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 なお、被災者は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したが、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしたため、被災者はこの処分を不服として審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成28年7月8日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている（平成27年労第426号。以下「前裁決」という。）。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、G医師の平成29年10月17日付け意見書、胸部X線写真及び胸部CT写真、病理解剖所見、病理所見写真によれば、被災者に胸膜プラークが存在することは明らかである旨を、また、高等裁判所判決を引用し、胸膜プラークの存在が認められるとまでいうことができず、他の胸膜プラークの存在を認めるに足りる的確な証拠がない場合であっても、胸膜プラークが存在する相当程度の可能性があることまで否定することはできないというべきであり、被災者の長期間の石綿ばく露作業従事歴を考慮すれば、業務との相当因果関係（業務起因性）を肯定するのが相当である旨を主張している。

G医師の上記意見書及びその根拠とする被災者の胸部X線写真及び胸部CT写真、病理解剖所見、病理所見写真等の資料を詳細に検討するも、被災者に決定書別紙に示す認定要件を満たす胸膜プラークがあったとは評価できず、また、上記高等裁判所判決については、業務内容、石綿ばく露状況、同じ職場での石綿関連疾患の労災認定状況、喫煙歴等が本件とは異なる事案であり、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号）の基準を満たすか否かは、個別事案ごとに医学的所見により判断されるべきものであるから、請求人の主張は採用できない。

(2) 被災者に発症した本件疾病については、既に前裁決において、判断を示しているとおおり、原発性の肺がんであると認められるものの、胸膜プラークは認められないことから、業務上の事由による疾病とは認められないものであり、本件における一件記録を精査しても、前裁決の判断を変えなければならないよう

な事情を見いだせない。

したがって、本件再審査請求についても、前裁決と同様の理由により、本件疾病を業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年3月23日